

令和元年第10回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年9月25日(水)

開催場所 市役所 分館3階会議室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時00分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

4番	細田	勉	委員
5番	細田	福三	委員
6番	大澤	英司	委員

日程第2 議 事

第1号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局説明後、委員による説明を求め、全委員に諮り、全委員の賛成によりすべての案件を承認とした。

○議案番号第1-1

- ・申出事由…従事者の死亡

(事務局説明)

9月6日に従事者の死亡を事由として証明願の提出がありました。9月11日に現地確認したところ、かぶ及び自家消費用の野菜が作付けされておりました。ご家族に話を伺ったところ、当該従事者は6月に老衰のためお亡くなりになり、生前は作付け指導や簡単な作業等をおこなっていたとのことです。

(担当委員の説明)

自宅へ訪問し、従事者は亡くなるまで農業指導などを行っていたとのことです。現地につきましてもかぶ、白菜などが作付けされており、支障がないと思われま

○議案番号第1-2

- ・申出事由…従事者の死亡

(事務局説明)

9月9日に従事者の死亡を事由として証明願の提出がありました。9月11日に現地を確認したところ、さといも等が作付けされておりました。ご家族に話を伺ったところ、従事者は昨年1月に老衰のためお亡くなりになり、生前は作付け指導をおこなっていたとのことです。

(担当委員の説明)

自宅へ訪問し、従事者は亡くなるまで農業指導などを行っていたとのことです。現地につきましてもさといも、ねぎ、栗などが作付けされており、支障がないと思われま

第2号議案 富士見都市計画生産緑地地区の追加指定に対する意見について

○ 議長は、富士見都市計画生産緑地地区の追加指定に対する意見について6件を議題として上程し、事務局説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により、すべて適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請地は、栗原医院から200mほどの距離にある農地になります。既存の第73号生産緑地に接する農地2筆について生産緑地追加指定申請が提出されました。

事務局で現地を確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の説明)

現地調査の結果、1筆はネギが、もう1筆はカブがきれいに作付けされています。

申請者も家族で一生懸命農業を行っている方で支障がないと思われま

○議案第2-2

(事務局説明)

農地の場所は、鶴瀬小学校の向いのコメリの東側にある農地になります。既存の第104号生産緑地に接する農地2筆について生産緑地追加指定申請が出されました。

事務局が現地を確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の説明)

現地調査の結果、ほうれん草、小松菜が作付けされています。

息子さんも一生懸命農業をされており支障がないと思われま

○議案第2-3

(事務局説明)

農地の場所は、諏訪橋の近くにある農地になります。既存の第110号生産緑地に接する農地2筆について生産緑地追加指定申請が出されました。

事務局で現地を確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、ナス、大根等が作付けされています。

きちんと農業をされており支障がないと思われま

○議案第2-4

※農業委員会等に関する法律第31条に基づき議事の参与の制限により、該当する農業委員については当該議案の審議開始から終了まで退席した。

(事務局説明)

農地の場所は、ふじみ野交流センターから150mほどの距離にある農地になります。既存の第197-1号生産緑地に接する農地2筆について生産緑地追加指定申請が出されました。事務局で現地を確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の説明)

現地調査の結果、さといも、自家用野菜が作付けされております。
地域でも一生懸命農業をされており支障がないと思われま

○議案第 2 - 5

(事務局説明)

農地の場所は、性蓮寺に隣接する農地になります。既存の第 259 号生産緑地に接する農地 1 筆について生産緑地追加指定申請が出されました。

事務局で現地を確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、大豆が作付けされております。

自宅周りの農地であり、耕作されており支障がないと思われま

○議案第 2 - 6

(事務局説明)

農地の場所は、打越集会所から 100 m ほどの距離にある農地になります。第 279 号生産緑地として新規追加となる農地 1 筆について生産緑地追加指定申請が出されました。

事務局が現地確認したところ、農地として耕作されている状況でした。

(担当委員の説明)

現地調査の結果、小松菜が作付けされております。小松菜のあとは麦を作付けする予定とのことです。

きちんと農業をされており支障がないと思われま

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第 3 条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年 8 月 1 7 日から令和元年 9 月 1 7 日まで)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 | 1 件 |
| (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 | 1 件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 農地利用状況調査について (農地パトロール)
2. 富士見ふるさと祭りについて
3. その他

議長は、令和元年第 1 0 回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 9 月 2 5 日

議 長

4 番

5 番

6 番
